

令和5年10月1日からスタート

★ News 『インボイス制度』 → 早期に事前準備を！

消費税

令和5年10月1日の『適格請求書等保存方式』（インボイス制度）のスタートまで、1年を切りました。インボイス制度では、税務署長に申請し登録を受けた課税事業者である『適格請求書発行事業者』が交付する『適格請求書』（インボイス）の保存が、消費税の仕入税額控除の要件となります。

制度がスタートする令和5年10月1日から『適格請求書発行事業者』になるための登録申請は、原則として令和5年3月31日迄ですが、申請割合は低水準で、国税庁は早期の事前準備完了への「事前準備の基本項目チェックシート」を公表。以下は、そのポイントです。（→国税庁ホームページ）

『適格請求書発行事業者』の登録を受けるかの判断

□売上先が『適格請求書』（インボイス）を必要とするかを検討する。

- ・消費者、免税事業者、簡易課税制度を選択している事業者である売上先は、適格請求書を必要としない。

□登録を受けた場合・受けない場合について検討する。

- ・登録を受けると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者にならず、課税事業者として、消費税の申告義務がある。（→登録の取りやめ及び失効には、届出書の提出が必要）
- ・登録を受けない場合、適格請求書を交付できないが、交付されない売上先は制度開始から6年間は、一定の経過措置が適用できる。



【免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置】

免税事業者等の適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れは仕入税額控除を行えないが、現行の「区分記載請求書」と同様の事項が記載され、経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合は、次のとおり一定期間、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額控除できる措置。

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

□登録を受ける場合は、登録申請手続きをする。

「売手」としての事前準備

□取引ごとに、どのような書類を交付しているか確認する。

- ・適格請求書は、請求書・領収書などの名称は問わない。電子データの提供、手書きでの交付も可能。

□交付している書類等につき、どう見直せば適格請求書となるか、システム改修も含め検討する。

□何を適格請求書とするか、交付方法等を売上先と認識を共有する。必要なら価格の見直しも。

□交付した適格請求書の写しの保存方法や、売上税額の計算方法を検討する。

「買手」としての事前準備

□簡易課税制度を適用するかを確認する。

□自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討する。

□仕入先からの請求書等が記載事項を満たしているか等、価格見直しを含め認識を統一する。

□受け取った請求書等の保存・管理方法、帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討する。

仕入先が『適格請求書』発行事業者の登録を受けるか？

★ Memo 『都道府県地価調査(基準地価)』 上昇

国土交通省が9月20日公表した令和4年度『都道府県地価調査(基準地価)』は、全国の住宅地・商業地を含む全用途平均で、前年比0.3%上昇。住宅地は、31年ぶりに上昇しました。（→ニュース7月号もご覧ください。）

〒462-0844

名古屋市中区清水2-19-9 2F

税理士法人 田中・吉野会計

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

